岡崎市監査委員公告第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から 措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定に よりその内容を公表する。

令和5年3月30日

 岡崎市監査委員
 岡島
 讓

 同
 長谷川
 龍伸

 同
 中根武
 彦

 同
 井町
 圭孝

措置の通知書 (福祉部 長寿課)

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

令和4年11月28日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
公有財産台帳について、工作物	令和4年12月13日に中央地域福祉センターに
の台帳が作成されていないもの	係る工作物台帳の作成を完了した。
があったため、公有財産管理規則	
等に準拠した適正な処理をされ	
たい。	